

成長分野等人材育成支援事業

奨励金の支給要件を緩和しました。

成長分野等人材育成支援事業とは、健康、環境分野および関連するものづくり分野（※）において、雇用期間の定めのない従業員を雇い入れ、または他の分野から配置転換し、都道府県労働局長の認定を受けた職業訓練計画に基づき、Off-JT（通常の業務を離れて行う職業訓練）を実施した事業主へ、訓練費用の一部を助成する制度です。

平成23年7月26日より支給対象となる職業訓練計画の要件の一部を緩和しました。

※対象分野は裏面の「成長分野等一覧表」をご覧ください。

支給対象となる事業主の主な要件

- 健康、環境分野および関連するものづくり分野の事業を行っていること
- 雇用期間の定めなく雇い入れた労働者、または他分野から配置転換した労働者を対象に、一定の要件を満たす職業訓練計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受け、Off-JT（通常の業務を離れて行う職業訓練）を実施すること

支給対象となる職業訓練計画の要件緩和のポイント

職業訓練計画は、1つ以上の職業訓練コースから成り、以下の要件を満たすことが必要です。Off-JT以外の訓練コースを含む複数の訓練コースを組み合わせたものとすることも可能ですが、支給対象となる訓練費用はOff-JT部分に限ります。

- ① 成長分野等の業務に関する内容のものに限り、趣味教養との区別のつかないものなどは含まないこと
- ② 実施期間が原則1年であり、遅くとも平成23年度末までに開始するものであること

緩和



Off-JT 訓練に必要な時間数が確保される場合は、**実施期間は6カ月以上で構いません。**

- ③ 1コースの訓練時間数が10時間以上であり、かつ、Off-JTの訓練コースを含むものであること
- ④ Off-JTは、労働者の所定労働時間内に実施される訓練が、原則として総訓練時間数の3分の2以上であること

緩和



この要件は、**撤廃**しました。

奨励金の支給には、このほかにも一定の要件があります。
詳細については、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。



※成長分野等一覧表

下の一覧表の産業分類に該当する事業を行っている場合に、支給対象となります。
これらの事業のほかに、該当しない事業も行っている場合には、該当する事業についてのみ支給対象となります。

日本標準産業分類	
大分類A → 中分類02－林業	
大分類D－建設業	このうち、環境や健康分野に関する建築物等を建築しているもの
大分類E－製造業	このうち、環境や健康分野に関する製品を製造しているもの
	このうち、環境や健康分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの
大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33－電気業	
大分類G－情報通信業	
大分類H－運輸業・郵便業	
大分類L → 中分類71－ 学術・開発研究機関	このうち、環境や健康分野に関する技術開発を行っているもの
大分類N → 中分類80 → 小分類804－スポーツ施設提供業 例)フィットネスクラブ	
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246－スポーツ・健康教授業 例)スイミングスクール	
大分類P－医療、福祉	
大分類R → 中分類88－廃棄物処理業 例)ごみ処分業	
その他(上記以外)	このうち、環境や健康分野に関する事業を行っているもの 例)エコファンド

- ※ 「建設業」「製造業」「学術・開発研究機関」「その他」については、環境分野や健康分野に関する建築物を建築するなど、一覧表に掲げる要件を満たす事業を行っている場合に限りです。
- ※ 支給対象分野に該当するかどうか不明な場合は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。